

新	旧
<p style="text-align: center;">キャッシュカード規定</p> <p><u>お客さまは、住信SBIネット銀行(以下「当社」といいます。)</u>とキャッシュカードを用いた取引を行う場合は、<u>この規定(以下「本規定」といいます。)</u>における下記条項のほか、<u>別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するもの</u>とします。</p> <p>第1条(キャッシュカードの利用)</p> <p>1. 当社が発行したデビット付キャッシュカードおよびキャッシュカード兼認証番号表(あわせて以下「キャッシュカード」といいます。)は、代表口座円普通預金(以下「預金」といいます。)およびカードローン<u>または当座貸越</u>(以下「ローン」といいます。)について、次の場合に利用することができます。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2. キャッシュカードは、当社および預入提携先・支払提携先(以下あわせて「<u>提携先</u>」)と定めた時間帯に限り、利用することができます。また、ローンの取扱いについては、<u>当社の提携先の預金機・支払機のうち、当社所定の預入機・支払機</u>に限ります。</p> <p>3. <u>お客さまは、当社所定の方法により手続きすることにより、キャッシュカードの利用を停止し、または利用停止中のキャッシュカードの利用を再開もしくは一時利用することができます。</u></p> <p>第2条 略</p> <p>第3条(支払機による払戻し等)</p> <p>1. 支払機を使用して払戻し等をする場合には、支払機の画面表示等の操作手順にしたがって、支払機にキャッシュカードを挿入し、<u>登録</u>のキャッシュカード暗証番号および金額を正確に入力してください。</p> <p>2. 略</p> <p>3. 支払機を使用して払戻し等をする場合に、払戻し等の金額と第4条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が、<u>預金の出金可能額(当座貸越を利</u></p>	<p style="text-align: center;">キャッシュカード規定</p> <p>(追加)</p> <p>第1条(キャッシュカードの利用)</p> <p>1. 当社が発行したデビット付キャッシュカードおよびキャッシュカード兼認証番号表(あわせて以下「キャッシュカード」といいます。)は、代表口座円普通預金(以下「預金」といいます。)およびカードローン(以下「ローン」といいます。)について、次の場合に利用することができます。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2. キャッシュカードは、当社および預入提携先・支払提携先所定の時間帯に限り、利用することができます。また、ローンの取扱いについては、<u>当社所定の預入提携先・支払提携先</u>に限ります。</p> <p>3. <u>キャッシュカードは、当社所定の方法により手続きすることにより、その利用を停止し、または利用停止中のキャッシュカードの利用を再開もしくは一時利用することができます。</u></p> <p>第2条 略</p> <p>第3条(支払機による払戻し等)</p> <p>1. 支払機を使用して払戻し等をする場合には、支払機の画面表示等の操作手順にしたがって、支払機にキャッシュカードを挿入し、<u>届出</u>のキャッシュカード暗証番号および金額を正確に入力してください。</p> <p>2. 略</p> <p>3. 支払機を使用して払戻し等をする場合に、払戻し等の金額と第4条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が、<u>代表口座円普通預金</u>の出金可能額</p>

用できる範囲内の金額を含みます。)またはローンの利用限度額をこえるときは、その払戻し等はできません。

第4条(自動機利用手数料)

1. 預金機または支払機を使用して預入れ等または払戻し等をする場合には、当社および提携先所定の預金機・支払機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
2. 自動機利用手数料は、預入れ等または払戻し等の時に、預金から自動的に引落します。なお、預入提携先・支払提携先の自動機利用手数料は、当社から提携先に支払います。

第5条(デビットサービス)

デビット付キャッシュカードには、デビット機能が付帯されています。デビットサービスの利用については、別途定めるデビット利用に関する規定にしたがうものとします。

第6条(当社システム障害時における支払機による預金の払戻し等)

1. 当社のシステム障害により、第3条第1項に定める預金の払戻し等に応じられないと当社が判断した場合には、第3条第2項および第3項の規定にかかわらず、当社がシステム障害時の取扱いとして別途定める金額を限度として、支払提携先の支払機を使用した払戻し等に応じます。
2. 略
3. システム復旧後、当社は、お客さまの預金から払戻し等に応じた金額を引き落とす手続きを行います。
4. 前項による手続きの際、既払戻金額が預金の出金可能額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、ただちに不足額をお支払いください。

第7条(キャッシュカード・暗証番号の管理等)

1. キャッシュカードは他人に偽造、変造、盗用または不正使用等されないよう保管し、キャッシュカード暗証番号およびデビット暗証番号(以下「暗証番号等」といいます。)は、他人に知られないよう厳重に管理してください。暗証番号等については、生年月日や同一数値

(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、その払戻し等はできません。

第4条(自動機利用手数料)

1. 預金機または支払機を使用して預入れ等または払戻し等をする場合には、当社および預入提携先・支払提携先所定の預金機・支払機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
2. 自動機利用手数料は、預入れ等または払戻し等の時に、代表口座円普通預金から自動的に引落します。なお、預入提携先・支払提携先の自動機利用手数料は、当社から提携先に支払います。

第5条(デビットサービス)

デビット付キャッシュカードには、デビット機能が付加されています。デビットサービスの利用については、別途定めるデビット利用規定にしたがうものとします。

第6条(当社システム障害時における支払機による預金の払戻し)

1. 当社のシステム障害により、第3条第1項に定める預金の払戻しに応じられないと当社が判断した場合には、第3条第2項および第3項の規定にかかわらず、当社がシステム障害時の取扱いとして別途定める金額を限度として、支払提携先の支払機を使用した払戻しに応じます。
2. 略
3. システム復旧後、当社は、預金の払戻し手続きを行います。
4. 前項による手続きの際、既払戻金額が代表口座円普通預金の出金可能額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、ただちに不足額をお支払いください。

第7条(キャッシュカード・暗証番号の管理等)

1. キャッシュカードは他人に使用されないよう保管してください。キャッシュカード暗証番号およびデビット暗証番号は生年月日や同一数値の連続のみによるものを登録できません。また、電話番号など、他人から推測されやすい番号の指定を避けるとともに、一定期間毎

の連続のみによるものを登録できません。また、電話番号など、他人から推測されやすい番号の指定を避けるとともに、一定期間毎に変更し、他人に知られないよう厳重に管理してください。

2. 当社が、キャッシュカードの電磁的記録によって、支払機の操作の際に使用されたキャッシュカードを当社が交付したものとして処理し、入力されたキャッシュカード暗証番号と登録のキャッシュカード暗証番号との一致を確認して払戻し等をしたうへは、キャッシュカードまたはキャッシュカード暗証番号につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当社は当該取引を有効なものとして取扱い、また、これにより生じた損害については、第8条および第9条に定める場合を除き、当社および支払提携先は責任を負いません。

第8条(偽造キャッシュカード等による払戻し等)

偽造または変造キャッシュカードによる払戻し等については、当該払戻し等がお客さまの故意によるものであることまたは当該払戻し等についてお客さまに重大な過失があり、当社が善意かつ無過失であることを当社が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

偽造または変造キャッシュカードによる払戻し等があった場合、お客さまは、当社所定の書類を提出し、キャッシュカードおよびキャッシュカード暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当社の調査に協力するものとします。

第9条(盗難キャッシュカードによる払戻し等)

1. キャッシュカードの盗難により、他人に当該キャッシュカードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、お客さまは当社に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する利息ならびに手数料に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)の補てんを請求することができます。

(1)キャッシュカードの盗難に気づいてからすみやかに、当社への 11条1項に基づく届出が行われていること

(2)当社の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること

(3) 略

に変更し、他人に知られないよう厳重に管理してください。

2. 当社が、キャッシュカードの電磁的記録によって、支払機の操作の際に使用されたキャッシュカードを当社が交付したものとして処理し、入力されたキャッシュカード暗証番号と届出のキャッシュカード暗証番号との一致を確認して払戻し等をしたうへは、キャッシュカードまたはキャッシュカード暗証番号につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当社は当該取引を有効なものとして取扱い、また、これにより生じた損害については、第8条および第9条に定める場合を除き、当社および支払提携先は責任を負いません。

第8条(偽造キャッシュカード等による払戻し等)

偽造または変造キャッシュカードによる払戻し等については、本人の故意または当該払戻し等について当社が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当社が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。
この場合、本人は、当社所定の書類を提出し、キャッシュカードおよびキャッシュカード暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当社の調査に協力するものとします。

第9条(盗難キャッシュカードによる払戻し等)

1. キャッシュカードの盗難により、他人に当該キャッシュカードを不正使用され生じた払戻し等については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当社に対して当該払戻し等の額に相当する金額およびこれに付帯する利息ならびに手数料に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)の補てんを請求することができます。

(1)キャッシュカードの盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること

(2)当社の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

(3) 略

2. 前項の請求がなされた場合、当該払戻しがお客さまの故意による場合を除き、当社は、当社へ届出が行われた日の 30 日(ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日(以下「基準日」といいます。)以降当社へ届出が行われた日までになされた払戻しにかかる補てん対象額を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、お客さまに過失があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

3. 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当社への届出が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難キャッシュカード等を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。)から、2 年を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものとします。

4. 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。

(1) 当該払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

①お客さまに重大な過失があることを当社が証明した場合

②お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合

③お客さまが、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

(2) 略

第 10 条 略

第 11 条(キャッシュカードの紛失、届出事項の変更等)

1. キャッシュカードを失った場合または盗難にあった場合、キャッシュカードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、ただちにお客さまから

2. 前項の請求がなされた場合、当該払戻し等が本人の故意による場合を除き、当社は、当社へ通知が行われた日の 30 日(ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻し等にかかる補てん対象額を補てんするものとします。ただし、当該払戻し等が行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

3. 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当社への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難キャッシュカード等を用いて行われた不正な払戻し等が最初に行われた日。)から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4. 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。

(1) 当該払戻し等が行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

①本人に重大な過失があることを当社が証明した場合

②本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合

③本人が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

(2) 略

第 10 条 略

第 11 条(キャッシュカードの紛失、届出事項の変更等)

1. キャッシュカードを失った場合または盗難にあった場合、キャッシュカードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、ただちに本人から当

当社所定の方法により当社に届出てください。この届出を受けたときは、ただちにキャッシュカードによる払戻し等停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、第 8 条および第 9 条に定める場合を除き、当社は責任を負いません。

2. 略
(削除)

第 12 条～第 13 条 略

第 14 条(解約、キャッシュカードの利用停止等)

1. 預金を解約する場合には、キャッシュカードを当社に返却するよう求めることがあります。なお、当社銀行取引規定第 19 条(解約、取引の制限について)第 3 項により、預金が解約された場合にも同様に返却を求めることがあります。
2. キャッシュカードの改ざん、不正使用など当社がキャッシュカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求があれば、ただちにキャッシュカードを当社に返却してください。
3. 略

第 15 条(法人キャッシュカードにおける特例)

1. 略
2. 当社が、法人キャッシュカードの電磁的記録によって、支払機の操作の際に使用された法人キャッシュカードを当社が交付したのとして処理し、入力されたキャッシュカード暗証番号と登録のキャッシュカード暗証番号との一致を確認して預金の払戻しをしたうちは、法人キャッシュカードまたはキャッシュカード暗証番号につき偽造、変造、盗用その他事故があっても、当社は当該取引を有効なものとして取扱い、また、これにより生じた損害については、当社および支払提携先は責任を負いません。

第 16 条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほ

社所定の方法により当社に届出てください。この届出を受けたときは、ただちにキャッシュカードによる払戻し等停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、第 8 条および第 9 条に定める場合を除き、当社は責任を負いません。

2. 略
3. 氏名その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに本人から当社所定の方法により当社に届出てください。この届出の前に生じた損害については、第 8条および第 9 条に定める場合を除き、当社は責任を負いません。

第 12 条～第 13 条 略

第 14 条(解約、キャッシュカードの利用停止等)

1. 代表口座円普通預金を解約する場合には、キャッシュカードを当社に返却してください。なお、当社銀行取引規定第 19 条(解約、取引の制限について)第 3 項により、代表口座円普通預金が解約された場合にも同様に返却してください。
2. キャッシュカードの改ざん、不正使用など当社がキャッシュカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求があり次第ただちにキャッシュカードを当社に返却してください。
3. 略

第 15 条(法人キャッシュカードにおける特例)

1. 略
2. 当社が、法人キャッシュカードの電磁的記録によって、支払機の操作の際に使用された法人キャッシュカードを当社が交付したのとして処理し、入力されたキャッシュカード暗証番号と届出のキャッシュカード暗証番号との一致を確認して預金の払戻しをしたうちは、法人キャッシュカードまたはキャッシュカード暗証番号につき偽造、変造、盗用その他事故があっても、当社は当該取引を有効なものとして取扱い、また、これにより生じた損害については、当社および支払提携先は責任を負いません。

第 16 条(規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当社の定める他

か、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとし、当社の他の規定、規則などは当社 WEB サイトへの掲示により告知します。

第 17 条(規定の変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

(1)変更の内容がお客様の一般の利益に適合するとき。

(2)変更の内容が、本規定に基づくお客様と当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社 WEB サイト上に掲示します。

第 17 条(規定の変更)

当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社 WEB サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとし、